

外国為替証拠金取引説明書Auton

(店頭金融先物取引)

Horizon

それぞれのライフスタイルにあった資産運用



東岳証券株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 247 号

一般社団法人 金融先物取引業協会会員

1. 外国為替証拠金取引の重要事項

1. 本書は金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により作成した説明書です。同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。金融商品取引業者は、不招請勧誘規制に適應され、商品取引契約を締結する前に、お客様に本説明書を交付しなければなりません。外国為替証拠金取引は、独特の特徴、リスク及び仕組み等がありますので、取引を開始するに当たっては本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。
2. 外国為替証拠金取引は、少ない証拠金で予め合意された外貨金額の取引を行います。
3. 外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、かつ当該損失の額がお客様からの委託証拠金を上回るおそれがあります。外国為替証拠金取引のリスク詳細について、本説明書の「2. 外国為替証拠金取引のリスク」をご参照ください。
4. お客様を相手方とした店頭金融先物取引（外国為替証拠金取引）の注文は、当社が取次、外国為替証拠金取引として以下のカバー先にて、カバーしています。
 - ①マレーシア LOFSA（ロフサ）管轄下のオフショア投資銀行であるシティークレジットインベストメントバンクリミテッド(City Credit Investment Bank Limited.)
 - ②オーストラリア証券投資委員会 ASIC（エエスアイシ）管轄下の金融商品取引業者であるプロビース セキュリティス ピティワイ リミテッド(Probis Securities Pty Limited)
5. 外国為替証拠金取引は、お客様からお預かりした取引証拠金を当社の自己資金とは別に全額を株式会社 SMBC 信託銀行及び株式会社三井住友銀行の信託口座にて分別保管しております。信託口座へ入金されるまでの間は、株式会社三井住友銀行または株式会社三菱 UFJ 銀行その他の金融機関の証拠金等顧客預託口にて、当社の固有財産とは分別して管理しております。
6. 当社、株式会社三井住友銀行または株式会社三菱 UFJ 銀行その他の金融機関及びカバー取引先の相手方の業務又は財産の状況の変化により倒産し、お客様が損失を被る危険性があります。
7. 取引対象である通貨の金利変動によりスワップ金利が受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。
8. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、取引システムに係る処理の遅延、または注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
9. 売り付け価格と買い付け価格には差があるため、市場の相場状況により拡大することがあります。

10. Horizon Auton を使用際は、当社の HP 上に提供する Horizon Auton に関する情報・操作マニュアル等をよくご覧になりその機能・性能を十分ご理解いただいた上でご利用ください。
11. お客様が市販で作成されたプログラム自動取引を使用する場合、その概要・仕組みについて販売先に問い合わせてください。当社のサポートは一切行いません。
12. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
13. 手数料
手数料無料、電話取引 2000 円または 20 ドルになります。詳細は当社関連ホームページをご参照ください。
14. 課税上の取扱い
個人であるお客様が行った当社の総合証拠金取引口座（店頭 FX、商品 CFD 及び証券 CFD）取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。
法人のお客様が行った取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。
金融商品取引業者は、顧客の取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。
税金に関する情報の詳細は、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。
15. 金融商品取引業者（当社）の概要および連絡先
商 号：東岳証券株式会社（TOGAKU Securities Co.,Ltd.）
住 所：東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 30F
設 立：平成 16 年 6 月
代 表 者：代表取締役 犬嶋隆
資 本 金：4 億 9800 万円
資本準備金：3 億円
業務内容：店頭デリバティブ取引に関する業務、投資助言代理業、
第二種金融商品取引業、商品先物取引業務

登録番号：関東財務局長（金商） 第 247 号
農林水産省指令 28 食産第 3988 号
20161108 商第 10 号

加盟協会：日本証券業協会、(一社)金融先物取引業協会、(一社)第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引協会

加入投資者保護基金：日本投資者保護基金

電話番号：代表 03-5521-1388/フリーダイヤル 0120-982-388

HP : <http://www.easthillfx.co.jp>

16. 当社に対する苦情・相談

お客様からの苦情・相談等は当社のカスタマーサポート部で受け付けています。

東岳証券：カスタマーサポート部

電 話：代表 03-5521-1388/フリーダイヤル 0120-982-388

FAX : 03-5521-1377

Email : info@easthillfx.com

当社の苦情解決体制の概要については当社 HP をご覧下さい。

17. 金融 ADR 制度

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは裁判外紛争解決制度です。仲裁、調停、あっせんなどの、裁判によらない紛争解決方法を広く指すものです。金融 ADR 制度とは金融分野における裁判外紛争解決制度です。

当社は、外国為替証拠金取引（証券 CFD 取引）に関する当社とお客様との苦情・紛争の解決のため、指定紛争解決機関である FINMAC と手続実施基本契約を締結する措置を講じています。

FINMAC : <https://www.finmac.or.jp/>

商 号： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

英 文 名： Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC)

所 在 地：

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

電話番号： フリーダイヤル 0120-64-5005

(月～金曜日 9:00～17:00 祝日等を除く)

商品 CFD に関する当社とお客様との苦情・紛争の解決のため、当社の加入する日本商品先物取引協会相談センターを利用する措置を講じています。

商 号： 日本商品先物取引協会

所 在 地： 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目 10 番 7 号

東京商品取引所ビル 6 階

電話番号： 03-3664-6243 (月～金曜日 9:00-12:00、13:00-17:00. 祝日等を除く)

2. 外国為替証拠金取引のリスク

外国為替証拠金取引には下記の通り様々なリスクが存在しています。取引を行う際にそのことを十分にご理解していただく必要があります。

1. 取引適合性に関するリスク

外国為替証拠金取引は、すべての方に無条件に適しているものではありません。それぞれの取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点から、お客様が取引を開始することが適切であるかどうかについてお客様ご自身で十分に検討していただく必要があります。

2. 元本割れ又は元本を上回る損失を被るリスク

外国為替証拠金取引はお客様が当社に差入れた証拠金元本が保証されるものではありません。下記に掲げるリスクによって、元本割れ又は元本を上回る損失を被る可能性もあります。

3. 価格変動に関するリスク

外国為替証拠金取引は外国為替レートを指標として行う取引であり、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合には、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性があります。従って、お客様が当社に差入れた証拠金の元本または取引による収益が保証されるものではなく、元本割れ若しくは元本を上回る損失を被る可能性もあります。

4. 約定価格に関するリスク

当社はお客様との間での証拠金取引を行うにあたり、全ての取引においてカバー取引を行っているため、カバー取引の成立があつて初めて当社とお客様との取引が成立します。当社は、お客様から注文を受けた場合、当該注文と同じ内容の注文をリアルタイムでカバー先に行い、当該注文がカバー先で約定した場合、当該約定価格はお客様に提示し、お客様の約定価格となります。

また、当社が証拠金取引においてお客様に提示している取引レートについては、カバー先から配信されるレートを使用しています。そこでお客様の成行き注文の約定レートはカバー先に注文が到達した時点でのレートとなり、表示レートと同一にならない場合があります。

5. レバレッジに関するリスク

外国為替証拠金取引は、少ない証拠金で予め合意された外貨金額の取引を行うものです。このようなレバレッジ作用（てこの作用）を伴うため、外国為替証拠金取引には通常の通貨の売買に比べて大きなリスクが伴います。実際の取引金額に比べて投資元本である証拠金の額は小さいため、相対的に大きなポジションを持つこととなり、小さな市場の動きによってお客様の保有するポジションの評価損益は大きく変動することになります。市場がお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が必要証拠金（または維持必要証拠金）の額を下回った場合、当該状態を解消するために、所定の期間内に、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たに証拠金を差入れるか、のいずれかを選択しなければならなくなります。さらに市場がお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が必要証拠金の額の15%（この比率は将来

変更することがあります) (または維持必要証拠金の額の100%)を下回った場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの一部または全部が強制的に決済されることとなります。このようなレバレッジ取引では差入れた資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな投資元本で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、差入れた投資元本全額を失う、あるいは差入れた投資元本の額を大幅に超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

6. ロスカットルールに関するリスク

外国為替証拠金取引は、取引日のロールオーバー時において、お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が維持必要証拠金の額の100%及び取引日の他の時間帯において、有効証拠金の額が必要証拠金の額の15% (この比率は将来変更することがあります) を下回った場合、当社はお客様の保有する未決済ポジションの一部または全部を自動的に反対売買によって決済することとなりますが、このルールは必要証拠金の100%または15%の残高の確保を保証するものではありません。為替相場の急激な変動、或いは日曜日など非取引時間を挟んで為替相場が大きく変わった場合など、お客様が差入れている証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあります。

7. 損失を限定させるための注文方法に関するリスク

損失を限定させることを意図した特定の注文方法は、通常市場環境ではお客様の損失を限定する効果があると考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、マーケットレートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定したレートよりも不利なレートで約定する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

8. 市場状況に関するリスク

経済、政治または金融情勢などの変化により、時には市場が大幅に激しく変動する場合があります。また、外国政府の規制や外国為替市場の規制などにより取引措置が行われる場合、通信手段の故障などで取引が実行できなくなる場合など、不慮の事態により、予想外の損失を生じる可能性があります。また、市場の状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常取引時間帯であっても市場の状況によっては、レートの提示が困難になる場合があります。その他、天災地変、戦争、テロ、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

9. 金利支払に関するリスク

外国為替証拠金取引では、取引通貨間におけるスワップ金利が日々発生します。お客様が金利の高い外貨を買い建てしている場合、スワップ金利を受け取ることができますが、売り建てしている場合は逆に支払いが生じます。

10. 信用状況に関するリスク

外国為替証拠金取引は、店頭金融先物取引として、取引の相手方の信用状況に関するリスクがあります。当社の外国為替証拠金取引では、お客様からお預かりした証拠金を当社の自己資金とは別に全額を株式会社 SMBC 信託銀行及び株式会社三井住友銀行の信託口座にて分別保管しております。信託口座へ入金されるまでの間は、株式会社三井住友銀行または株式会社三菱 UFJ 銀行その他の金融機関の証拠金等顧客預託口にて、当社の固有財産とは分別して管理しております。従って、お客様は当社、株式会社三井住友銀行または株式会社三菱 UFJ 銀行その他の金融機関及びカバー取引先の相手方の業務又は財産の状況の変化に対するリスクを負っています。

11. カバー先リスク

当社は、プロビース セキュリティス ピティワイ リミテッド(Probis Securities Pty Limited) をカバー先としていますが、相場の急変等により、同社からのカバーレートが配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。その場合、14 ページの「価格の提示」でも説明している通り、当社では、カバー取引先からのレートを受けて、お客様に配信する取引価格を決定していることから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は新規取引の約定ができないほか、既にポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様にお預けいただいた証拠金以上になるおそれもあります。

また、当社は、カバー取引によってお客様との取引により当社に生じる為替リスクを相殺していますが、上述のような状況により、カバー取引が行えない場合、お客様との取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客様へのサービスを提供できなくなり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまうおそれがあります。

12. 外国為替証拠金取引の性質に関するリスク

当社の行う外国為替証拠金取引は取引所を通じて行うものではありません。このような性質からして、外国為替証拠金では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所委託取引と比べてより多くなります。従って、お客様は外国為替証拠金取引を開始する前に、取引の性質とリスク及び各種約款の内容について十分理解する必要があり、十分に信頼できる取引業者を選定する必要があります。

13. 外国為替取引電子取引システムの利用に関するリスク

当社の外国為替証拠金取引は、原則としてインターネットを経由して当社の電子取引システムを利用することにより行われます。電子取引システムを利用した取引は、電話での取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が注文等の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムは、当社またはお客様自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文等の指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格情報は、必ずしも市場の

実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合、表示される価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピン等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

14. お客様自身がプログラム自動取引を行い、当社がお客様による設定により生じた誤動作等については一切の責任を負いかねますので、お客様の自己責任において行ってください。

15. お客様自身がプログラム自動取引を使用する場合には、お客様の想定する許容範囲を超える損失等が発生する可能性があります。

16. お客様自身がプログラム自動取引を使用する場合には、取引注文が必ずしもプログラムに従い取引注文を発注条件通りに約定しない可能性があります。

17. お客様自身がプログラム自動取引を使用し、複数のプログラムを組合せて使用する場合には、お客様の損失が増幅される可能性があります。

18. お客様自身が取引手法等を設定しプログラム自動取引を設定する場合はログインしている状態のときのみ自動取引が行われます。また、取引手法等によっては予期せぬ誤作動を引き起こす場合があります。

19. プログラム自動取引に起因して発生する障害の回避

お客様自身又は市販で作成されたプログラム自動取引を使用する場合及び1つの取引口座で一度に複数のそうしたプログラム自動取引を用いて取引を行っている場合、当社又はカバー先が運営管理するサーバー機器等に対して過剰な負荷並びに障害を与える場合があります。この時お客様並びに他のお客様に対し、機器の不調並びに緊急停止等による取引不能と約定確認遅延、注文発注・確認・取消・訂正等の不能、遅延、予期せぬ約定による損失並びにそれに伴う元本超過損が発生する可能性もあります。このような場合は当社の判断により1) 当該プログラムの使用によって約定された取引の変更又は取消をさせていただく場合があります。また、安全面の観点から、2) 事前通告なく当該プログラムを使用するお客様の取引システムへのログイン停止並びに未決済ポジション強制決済を伴う取引の停止、または当社による外国為替証拠金取引約款第24条に従いお客様との取引契約を終了させていただく場合がございます。お取引を行わない場合、取引口座内に十分な証拠金がない場合および使用可能証拠金が十分でない場合は、そうしたプログラムの使用を一切お控えください。また当社並びに当社カバー先または提携第三者から提供または貸与された取引システムにつき、安全性確保の観点から当社により禁じられたまたは推奨されない方法での使用もこれを固くお断りします。

尚、当社ではお客様が独自に使用又は作成のプログラム自動取引並びに関連する事柄及び当社の金融商品に関連して当社提携先または第三者が提供するサービスまたはプログラムに関しての修復及びサポートは行っておりません。

20. 法令変更に関するリスク

将来において外国為替取引等に関する税制や法規が変更され、外国為替証拠金取引が現状より不利な取扱いとなる可能性があります。

21. その他のリスク

上記のリスクは外国為替証拠金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、外国為替証拠金取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。その他外国為替証拠金取引の仕組みおよびリスクについてお客様は十分に理解する必要があります。なお、これらのリスクに関する説明のうち、その意味が理解できない用語がある場合には、本説明書、外国為替証拠金取引約款第1条や外国為替証拠金取引ガイドブック等を参照することとし、これらを読んでもその用語の意味を理解できない場合には当社担当者に必ず問い合わせを行ってください。

3. 外国為替証拠金取引等に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連法令の規定により、金融商品取引等に関して次のような行為は禁止されています。

1. 契約の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
2. 契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
3. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて契約の締結を勧誘する行為
4. 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値等お客様の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等の締結を勧誘すること
5. 契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
6. 契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結を勧誘すること（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
7. 契約の締結の勧誘を受けたお客様があらかじめ当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該契約等の締結を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
8. 契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
9. 受託契約等を締結しないで、取引の受託等をし、お客様を脅迫することによりその追認を求めること
10. 契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
11. 契約に基づく取引の受託等を行うことその他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること

12. 契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること
13. 当社又は当社の役員若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として取引をする行為
14. 契約につき、お客様に対し、特別の利益を提供する行為
15. 取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合にはその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様に対し、申し込み、若しくは約束する行為
16. 取引についてお客様の損失の全部又は一部を補填し、又はお客様の利益に追加するため当該お客様に財産上の利益を提供する旨を当該お客様に対し申し込み、又は約束する行為
17. 取引についてお客様の損失の全部又は一部を補填し、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様に対し、財産上の利益を提供する行為
18. その取り扱うお客様に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取り扱いを委託する場合はその委託先の監督について、当該情報の漏洩、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること
19. その取り扱うお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること
20. 取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する店頭金融先物取引に限る）につき、お客様に対し、通貨等、金融指標、店頭金融オプション又は規定するオプションの売り付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引を言う）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて契約の締結を勧誘すること
22. あらかじめお客様の意思を確認しないで、お客様の計算において取引の受託等をする事
23. 取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、当社がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
24. 当社が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合において、お客様が当社を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じないこと
25. 取引について、当社が通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの売り付けの価格及び買付けの価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと
26. 取引について、当社がお客様等の取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプショ

- ンの価格を、当該価格の提示を要求した当該お客様等に提示しないこと
27. 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理を十分にしないこと
 28. お客様から反社会的な勢力でない旨の確約を徴収し、その内容が虚偽であると認められたときに、当社より当該契約解除を怠ること
 29. お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときに、当社より当該契約解除を怠ること
 30. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたときに、当社より当該契約解除を怠ること
 31. 取引に係る契約を締結する時においてお客様が当社に預託した証拠金等の有効証拠金（または使用可能証拠金）が新規必要証拠金に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該お客様にその不足額を証拠金預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為
 32. 取引日ごとの一定の時刻における取引に係る証拠金等の有効証拠金が維持必要証拠金に不足する場合に速やかに当該お客様にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該取引に係る契約を継続する行為
 33. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
 34. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
 35. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
 36. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

4. 外国為替証拠金取引に関する手続

取引を開始するに当たり、必要な流れの概要は次の通りです。

1. 取引口座開設にあたっての注意事項

お客様が当社下記所定の方法により、当社に取引口座の開設を申込、当社が当該申込内容を審査したうえ、取引口座が開設されます。

- ①お客様が証拠金取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること
- ②お客様について、所定の取引時確認が行われていること

③お客様が証拠金取引について投機であり、高度なリスクを伴い、すべての人に無条件に適しているものではないことを十分理解していること

④お客様が個人である場合は、上記①及び②③のほか、次の基準を満たしていること

- a. 20歳以上75歳以下であること
- b. 職業を有していること、または店頭デリバティブ取引を行うことにつき相当の資産を有していること
- c. 外国為替証拠金取引、先物取引、有価証券CFD取引、商品CFD取引等のいずれのデリバティブ取引の経験が3か月以上であること
- d. 常にインターネットを利用できる環境であること
- e. 当社と常に電話、電子メールで連絡が取れる環境があること
- f. 他の金融商品取引業者、登録金融機関又は商品先物取引業者との間で紛争事案のないこと

⑤本説明書の交付を受けること

本説明書の内容をよくお読みになり、外国為替証拠金取引の仕組みとそのリスクを十分にご認識・理解の上、お客様ご自身の判断と責任において取引を行う旨の「確認書」に署名、ご捺印（法人のみ）の上、提出してください。

⑥外国為替証拠金取引の開始にあたっては、当社に対して、事前に「口座開設申込書」・「マネーロンダリング規制覚書」・「口座開設用調査票及び顧客カード」等に必要事項をご記入・ご捺印（法人のみ）いただいたもの、氏名・住所及び生年月日を記載するご本人である旨の本人確認書類及びその他当社が定める書類を提出してください。

⑦その他当社が定める基準

2. 取引口座開設完了のご案内

ユーザーID・口座番号・パスワード・サービスピンを当社より発行します。口座番号、ユーザーID及びパスワード、サービス・ピンは二通の電子メールに分けて配信いたします。

3. 証拠金の入金

お取引に必要な資金を当社が指定する口座へご入金していただきます。

4. 注文の発注

外国為替証拠金取引の注文は、ダウンロードした「Horizon Auton」システムから取引を行います。電話でも対応させていただきますが、電話注文の手数料は別途料金になりますので、ご注意ください。

①取引口座開設時に交付されたユーザーID及びパスワードにて取引サイトにログインします。

②注文にあたっては次の事項を取引画面に従って、入力・指示します。

* 注文種類（成行注文、指値注文、逆指値注文、OCO注文、IF-Done注文）

* 取引銘柄

* 売り又は買い

* 取引価格の指定（成行注文以外の場合）

* 注文の有効期間（Daily-当日有効、GTF-週末まで有効、GTC-取消まで有効）

* 枚数(取引単位)



* 提出

* 確認

③注文の成立

注文の成立については、ログイン後の取引サイトの照会画面にて確認することができます。

④注文の取消・変更

成行注文以外の注文については当該注文が未成立の場合、その注文の取消又は変更を行うことができます。

⑤ポジションの確認

ポジションについては、ログイン後の取引サイトの照会画面にて確認することができます。

⑥手数料相当額

注文が成立した場合は、成立した注文の手数料相当額を口座サマリー内に反映されます。

⑦決済

本取引の決済は、反対取引のみにおいて行います。受け渡しによる決済は行いません。

5. 外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社の外国為替証拠金取引は金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭金融先物取引であり、取引所委託取引ではありませんので、お客様は当社との取引となります。外国為替証拠金取引に使用される外国為替レートはインターバンク市場実勢取引相場をもとに当社のカバー取引先がお客様に提示するレートです。

1. 取引銘柄・取引単位

1枚あたり1万通貨単位になります。詳細は当社の関連ホームページを必ずご参照ください。

2. 証拠金

当社の関連ホームページを必ずご参照ください。

①新規建玉時について

i FX取引口座内既存ポジションがなく、新規ポジションを建てる際、有効証拠金が新規必要証拠金に不足する場合に、新規ポジションを建てるのが認められませんので、ご注意ください。

ii FX取引口座内すでに既存ポジションがあり、新たなポジションを建てる際、使用可能証拠金が新規必要証拠金に不足する場合に、新規ポジションを建てるのが認められませんので、ご注意ください。

★新規必要証拠金：

個人口座：

※新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値×取引単位)に4% (証拠金規制率) を乗じた額×USDJPY(換算レート)

※ロールオーバー後の既存ポジションは建玉値から終値に替わるので、ロールオーバー後の既存ポジションの必要証拠金=終値×取引単位×4%×USDJPY(換算レート)

法人口座：

※新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値×取引単位)に必要な証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート)

※ロールオーバー後の既存ポジションは建玉値から終値に替わるので、ロールオーバー後の既存ポジションの必要証拠金=終値×取引単位×必要証拠金率(毎週更新)×USDJPY(換算レート)

②取引日のロールオーバー時、有効証拠金が維持必要証拠金を下回った場合に、追加の証拠金を求めることなく、直ちにお客様の全部又は一部のポジションに対して、強制的に反対売買を実行しますので、ご注意ください。

★維持必要証拠金：

個人口座：

※ポジションを維持する際(ロールオーバー時)、取引額(終値×取引単位)に4%(証拠金規制率)を乗じた額×USDJPY(換算レート)

法人口座：

※ポジションを維持する際(ロールオーバー時)、取引額(終値×取引単位)に必要な証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート)

③毎週更新の法人口座必要証拠金率

※当社は毎週金曜日に法人口座の通貨ペアごとの必要証拠金率の見直しを行います。必要証拠金率を変更する場合には、毎週の金曜日に実行する通貨ペアごとの必要証拠金率を更新し、翌週金曜日まで当社ホームページの「FX 法人口座証拠金規制の実施について」にて公表します。その翌々週の月曜日から取引システム上で更新後の法人口座必要証拠金率を実行します。

※新規及び既存ポジションの必要証拠金率は実行日に全て新証拠金率にて対応しますので、ご注意ください。

※万が一通常金曜日に更新される法人口座必要証拠金率が更新されなかった場合、当社はそのまま最後に更新された法人口座必要証拠金率を使用します。

※金曜日に発表された法人口座必要証拠金率は翌週の火曜日まで更新される可能性がありますので、最新の情報に十分ご注意下さい。

※必ず毎週当社のホームページにて更新後の法人口座必要証拠金率をご確認ください。

※法人のお客様におかれましては、毎週更新の法人口座必要証拠金率を実行すると口座証拠金維持率が低下する場合がございますので、必要証拠金率の変動によるリスクをご理解の上、ポジション管理には十分ご注意ください。

3. 価格の提示と種類

価格は各銘柄の左側に表記される通貨に対して右側に表記される通貨での価格表記とされます。価格の提示は当社のカバー取引先がリアルタイムで取得するインターバンク実勢外国為替相場に基づいて、市場流動性等の要素を勘案の上、決定した価格にて行います。お客様が売り付ける場合の価格、買い付ける場合の価格を同時提示します。常に固定しているわけではありません。これらの売り付け価格と買付け価格には差があります。この差は市場の相場状況により拡大するこ

とがあります。

次の2種類の価格が使用されます。

①マーケットレート

外国為替証拠金取引の成立の基準となる価格として当社のカバー取引先が実勢為替レートに基づいて提示する価格。注文に使用する価格を指します。JPYについては小数点以下が3桁、その他の通貨ペアについては小数点以下が5桁となります。

②建玉値

マーケットレートに基づいて成約した価格となります。

カバー取引先の価格提示サーバーに到達するのは時間がかかるため、約定レートは到達時点のサーバー提示価格になりお客様が注文時のレートと同一にならない場合があります。

4. 価格配信停止及び再開について

相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、レートを受けられるカバー先が1社以下となり、かつその1社から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと判断した時、レートの配信を停止します。

配信が停止しており、それを再開する時については、カバー先のうち1社以上からのレート提示を受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。但し、相場状況等によっては、レートを提示するカバー先の数によらず、レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

5. 約定訂正等について

お客様の注文の約定は、14ページに記載している「価格の提示」により生成した価格より行いますが、当社のシステム障害やカバー先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消をさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。(連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります。)

6. 取引日及び取引時間(下記の時間表示はすべて日本時間です。)

取引日は当社の外国為替証拠金電子取引システムが利用可能な時間となります。下記取引執行ができない時間帯を除く全日(日本が祝日等の休日であっても取引可能です)。

①冬時間 土曜日の午前6:00～月曜日の午前8:00

夏時間 土曜日の午前5:00～月曜日の午前8:00

②特定日(当社が指定する非取引日: 元日、クリスマス等)

上記①及び②の時間帯に取引執行はできませんが、システムのログイン、取引履歴等の各種照会が可能です。

取 引 時 間

<夏時間>
月曜日取引日:月曜日 AM8:00～火曜日 AM5:55
火曜日取引日:火曜日 AM6:00～水曜日 AM5:55
水曜日取引日:水曜日 AM6:00～木曜日 AM5:55
木曜日取引日:木曜日 AM6:00～金曜日 AM5:55
金曜日取引日:金曜日 AM6:00～土曜日 AM5:00

<冬時間>
月曜日取引日:月曜日 AM8:00～火曜日 AM6:55
火曜日取引日:火曜日 AM7:00～水曜日 AM6:55
水曜日取引日:水曜日 AM7:00～木曜日 AM6:55
木曜日取引日:木曜日 AM7:00～金曜日 AM6:55
金曜日取引日:金曜日 AM7:00～土曜日 AM6:00

- * システムに夏時間・冬時間の正確な切替日については当社のホームページ上でお知らせします。
- * 取引日の夏時間 AM5:55(冬時間 AM6:55)直後の 10 分の間にシステムメンテナンスを行うために、取引できない場合がありますのでご了承ください。
- * 海外の休日等のため取引時間が短縮される場合があります。この場合は事前にお知らせします。
- * 上記の取引時間帯であってもインターバンク外国為替市場等の金融市場が機能しない場合は、予告なくお取引を短縮又は中断することがあります。

7. ポジションの兩建

同時に同口座内において同じ通貨ペアで売り買い両方のポジションを建てることをお客様のご判断で行うことは可能ですが、①スワップポイントにより逆ザヤが生じ、お客様のコストとなること②売値及び買値に価格差があるため、お客様がスプレッドより二重負担することとなる等というデメリットがあり、経済合理性を欠ける取引であるためお勧めしません。

★同一銘柄で売り及び買いの両方の建玉を持つ兩建取引がある場合、売り買いの取引額を比較して大きい額を基準として維持必要証拠金を算出することとなります。

8. 注文の種類

お取引に際しましては、次の種類の注文があります。

① 成行注文

現在の市場レートで、一番良いと思うレートで即座に取引を行えます。新規に直ちにポジションを作りたい場合や、既に持っているポジションを直ちに決済したい場合に利用します。

当注文は、お客様が注文価格を指定せずに行う注文で、お客様の注文を当社のカバー取引先サーバーで受け付けた順に執行します。約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格を以って約定します。ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じることができる数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行い（部分的に約定する場合があります。）、残りの注文は、続いて配信される価格を以って受付順に執行していきます。なお、当注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、当社のカバー取引先サーバーで受け付けた順に執行します。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社のカバー取引先サーバー間の通信及び当社のカバー取引先サーバーがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場

合もあれば、不利な場合もあります。

- *取引可能な価格が画面上に常に表示・自動更新されます。表示中のマーケットレートをクリックすることでそのマーケットレートでの取引が成立します。
- *インターネットの接続環境悪化により取引動作信号の当社への到達の遅延が生じたり、未達が生じた場合等は注文が無効となることがあります。必ず注文照会画面で成立のご確認をお願いします。

②指値注文

現在のマーケットレートより安い価格で買いたい又は現在のマーケットレートより高い価格で売りたい場合に用いる注文方法です。

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が現在のマーケットレートより高い価格を、当注文の買いは、お客様が現在のマーケットレートより安い価格を以って約定します。お客様が指定した価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。また、成行注文又はロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、当注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります（部分約定の場合の、残りの注文は、失効せずに残ります。）。

- *マーケットレートより 10 ピップス以上差での注文となります。
- *この差は市場の相場状況により拡大することがあります。お客様の指定した値段と同一にならない場合があります。
- *新規指値又は新規逆指値を設定する際、必要としている証拠金在使用可能証拠金を上回った場合、この新規指値又は新規逆指値の設定はできません。

③逆指値注文

現在のマーケットレートより安い価格で売りたい又は現在のマーケットレートより高い価格で買いたい場合に用いる注文方法です。

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が現在のマーケットレートより安い価格を、買い注文の場合は、お客様が現在のマーケットレートより高い価格を以って約定します。お客様が指定した価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。また、成行注文又はロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、当注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示された

にも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります（部分約定の場合の、残りの注文は、失効せずに残ります。）。

*マーケットレートより 10 ピップス以上差での注文となります。

*この差は市場の相場状況により拡大することがあります。お客様の指定した値段と同一にならない場合があります。

*新規指値又は新規逆指値を設定する際、必要としている証拠金及使用可能証拠金を上回った場合、この新規指値又は新規逆指値の設定はできません。

④連続注文（IF-Done）

新規取引である 1 次注文の取引が成立した時点で 1 次注文の反対取引である 2 次注文を有効にし、連続させる注文方法です。2 次注文は 1 次注文が成立するまでは、たとえ取引条件が合致しても執行されません。

当注文は新規注文のための一次注文である指値注文又は逆指値注文の成立を条件とし、決済のため二次注文である指値注文又は逆指値注文を有効にさせる注文であり、新規及び決済のための指値注文又は逆指値注文における注文価格の指定を同時に行います。

当注文は指値注文及び逆指値注文の基準に従い執行します。

* 1 次注文はマーケットレートより 10 ピップス以上差、1 次注文の反対取引である 2 次注文も、1 次注文指定レートより 10 ピップス以上差での注文となります。

*この差は市場の相場状況により拡大することがあります。お客様の指定した値段と同一にならない場合があります。

⑤OCO 注文

同じ取引の方向（売りと売り、買いと買い）で、片方をマーケットレートより高い値、もう片方をマーケットレートより低い値で注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう片方がキャンセルとなる注文方法です。

当注文は指値注文及び逆指値注文を組み合わせたものであり、指値注文及び逆指値注文における注文価格の指定を同時に行い、かつ、いずれか一方の注文が執行された場合は、他方の注文を取り消すことを指定して行います。

当注文は指値注文及び逆指値注文の基準に従い執行します。

*片方はマーケットレートより 10 ピップス以上の差、マーケットレートを挟んで 1 セットとする指値と逆指値の間に 30 ピップス以上の差での注文となります。

*この差は市場の相場状況により拡大することがあります。お客様の指定した値段と同一にならない場合があります。

9. 注文の有効期間

成行注文以外の注文においては、有効期間を指定することができます。

①Daily-当日有効

注文を出した当取引日のみ有効。その取引日の市場クローズまで有効で、未成約の場合には自動的にキャンセルされます。

②GTF-週末まで有効

注文を出した日が属する週の金曜取引日の市場クローズまで有効、未成約の場合には自動的にキャンセルされます。但し、一週間の間にほとんどの国際マーケットが休場になり、取引が中断された場合には、その時点で失効されます。そのあと、市場が再開しても改めて注文を設定しなければなりません。

③GTC-取消まで有効

キャンセルされない限り有効になります。

*GTC を注文し、成約された場合には、スリッページが生じる可能性があります。

10. 注文の変更・取消

①注文変更

成行注文以外の注文においては、取引が成立する前までは、注文変更画面より変更指示ができません。

*取引成立済の注文の変更はできません。

②注文取消

成行注文以外の注文においては、取引が成立する前までは、注文変更画面より取消指示ができません。

11. ロールオーバー制度

外国為替証拠金取引では、バリュエートを自動的に繰り延べることができます。これを「ロールオーバー」といいます。通常、外国為替取引（インターバンク市場）は売買日後の第2営業日の決済日に通貨の交換を行います（「為替直物取引（スポット取引）」）。本取引では、為替直物取引のレートを基準に売買しますが、お客様の口座のポジションは、翌営業日に持ち越すことが可能です。このように決済期限を繰延べる方法をロールオーバー制度といいます。ロールオーバーを繰り返すことにより、結果として決済期限を無期限に延長することができます。つまり、お客様は長期間ポジションを保持することにより、期限を気にすることなく取引することができます。ロールオーバーする場合、その日の終値が評価損益の評価値となり、この評価値に基づいて算定された評価損益が、取引証拠金の有効証拠金に反映されます。

12. 金利相当金額（スワップ金利）

スワップ金利はポジションをロールオーバーする際に金利差を調整することにより発生する利息のことを指します。高金利通貨を買って、低金利通貨を売る場合は発生する金利差を受け取り、高金利通貨を売って、低金利通貨を買う場合は発生する金利差を支払うこととなります。

*適用した金利相当額は取引サイト上に提示します。

*同一通貨において当社が提示するお客様が受取る金利相当額と支払う金利相当額とは差異があります。

13. ロスカット制度

取引日のマーケットオープンから当該取引日のマーケットクローズまでの間に、お客様口座の保有ポジションの証拠金維持率（有効証拠金/必要証拠金）が15%を下回らない限り、お客様のご自身の判断で、追加入金するか、このまま継続してポジションを持つかという選択ができます。但し、取引日のマーケットクローズ（ロールオーバー）の時点で、お客様口座の保有ポジション



の維持必要証拠金維持率（有効証拠金/維持必要証拠金★）が100%を満たしていない場合、当該取引日の終値を用いて維持必要証拠金維持率の100%に達すまで自動的にお客様の全部又は一部のポジションに対して、反対取引を実行します。

★ロールオーバー時の維持必要証拠金：

個人口座：

ポジションを維持する際（ロールオーバー時）、取引額(終値×取引単位)に4%（証拠金規制率）を乗じた額×USDJPY(換算レート)

法人口座：

ポジションを維持する際（ロールオーバー時）、取引額(終値×取引単位)に必要証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート)

* 証拠金維持率 = 有効証拠金 / 必要証拠金

* ロスカットが発動した場合、電子メールで通知するサービスがあります。当社の通知メールサービスは、必ずしもその都度発送とは限りません。システム上の理由により、通知メールの発送ができない場合がありますので、ご了承ください。

* お客様の未決済ポジションが自動的に成行注文で決済されます。

* 複数未決済ポジションがある場合に、ロスカットを実行する際は、両建がないポジションが先に決済され、新しく発注された注文から行われます。

* ロスカットは、お客様の損失拡大をロスカットポイント金額で正確に阻止することを保証するものではありません。マーケットレートが急激に変動する場合、ロスカットより下回るレートで約定する可能性や、マイナスとなり追加入金が必要となる可能性があります。

* 価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格がお客様のポジションのロスカットラインを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預りした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

14. 決済と債務の清算

本取引の決済は反対取引により行います。外貨受渡しによる決済は行いません。決済により実現した損益は証拠金残高に即時に反映し清算されます。

15. 証拠金の入出金

お客様と当社間の証拠金授受は、すべて銀行振込にて行います。現金や小切手、手形等での入出金はできません。受入は日本円又は米ドルです。米ドルの場合は、口座開設時にお客様からの申込が必要です。

①お客様が当社に証拠金を入金する場合

当社のホームページ上に公開している証拠金等顧客預託口名義の預金口座への振込をお願いします。

i 窓口/ATM 入金(すべての入金はおお客様のFX取引口座に反映されます。)

* 新規の入金

新規口座開設で入金される場合は、氏名の後ろに必ず「シンキコウザ」と入力して下さい。銀行振込の入金控え書のコピーを必ず当社にファックス又は郵送して下さい。

* 追加入金

お振込時に、お依頼人名入力欄内に必ず取引口座名義のお名前及び取引口座番号かユーザーIDを入力して下さい。お依頼人名の確認ができない場合や取引口座名義の顧客氏名及び取引口座番号かユーザーIDを明記されていなかった場合は、受付いたしかねますのでご了承ください。

銀行振込の入金控え書のコピーを必ず当社にファックス又は郵送して下さい。

文字制限のため上記通り入力できない場合は、お振込後当社にご連絡ください。その際取引口座番号かユーザーIDの提示を求められますので、ご用意ください。

* 入金時のご注意

I お振込依頼人名は取引口座名義本人に限ります。

II 取引口座番号かユーザーIDについて、記入漏れや文字制限のため入力不能の場合に連絡を怠りますと、お客様の識別が困難となり、入金処理を行いません。この場合、お客様からご連絡があるまでは取引口座に反映されません。ご了承ください。

III 追加入金について、当社普通銀行口座に15時前までにお振込み頂いた分は、当営業日の18時までに取引口座に反映させます。それ以後、翌営業日9時までのご入金は確認でき次第、当日の10時30分までに取引口座に反映させます。お客様からのご入金が集まる際その他偶発的事象によりお客様の口座への反映が若干遅れる場合もありますので、ご了承下さい。つきましては時間に余裕を持って入金を行ってください。

IV 上記II及びIII記載の事由による振込金の取引口座への反映の遅れ等について、当社は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

ii クイック入金（各入金先の取引口座に反映されます。）

当社の関連ホームページを必ずご参照ください。

電子メールで配信している金曜取引日の取引報告書及び取引残高報告書には土曜日及び日曜日のクイック入金分を含まれていませんので、ご了承ください。

* 入金時のご注意

I 銀行口座名義と東岳証券の口座名義が同一である必要があります。異なる名義でのお振込みが確認された際には、入金処理完了後及び取引発生後といえども、原則として当該振込入金を取り消し、お客様からのログインを制限させていただく場合がございます。これにより発生するリスクは全てお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

II インターネットの接続障害などのトラブルが起こった場合また手続き途中で何らかのエラー等が発生した場合につきましては、正常に入金反映されない事がございますので、ご注意下さい。

III 三菱UFJ銀行は、スマートフォンでネットバンキングがご利用いただけます。

その他の金融機関のネットバンキングはスマートフォンやタブレット端末に対応しておりま

せん。

②お客様が当社より証拠金の返還を受ける場合

お客様が返還証拠金を受取るための銀行口座（お客様名義に限ります）を取引口座開設時に登録してください（口座開設後書面にて変更することも可能です）。

当社カスタマーサポートへ又はログイン後の出金画面にて出金指示を行ってください。

(1) 出金金額の指定

ログイン後の出金画面の出金最低金額は1万円(米ドル口座：1,000 ドル)からとなります。但し、当社カスタマーサポートへの出金指示を行った場合にはこの限りではありません。

(2) 出金指示日と出金処理日

<夏時間>

出金指示時間帯	出金処理日
月曜日 AM7:00～火曜日 AM6:00	水曜日
火曜日 AM6:00～水曜日 AM6:00	木曜日
水曜日 AM6:00～木曜日 AM6:00	金曜日
木曜日 AM6:00～金曜日 AM6:00	月曜日
金曜日 AM6:00～土曜日 AM5:15	火曜日

<冬時間>

出金指示時間帯	出金処理日
月曜日 AM8:00～火曜日 AM7:00	水曜日
火曜日 AM7:00～水曜日 AM7:00	木曜日
水曜日 AM7:00～木曜日 AM7:00	金曜日
木曜日 AM7:00～金曜日 AM7:00	月曜日
金曜日 AM7:00～土曜日 AM6:15	火曜日

*全額信託のため、信託銀行の出金手続きにより、当社の送金処理が遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

*取引日終了時間（ロールオーバー）前の出金依頼に関しては、第二営業日 15 時まで送金処理をいたします。又、ロールオーバー後の依頼に関しては第三営業日に送金処理させていただきます。米ドル送金の場合は、通常の日本円より処理時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

*出金指示時間帯が日本における祝日等の銀行休業日の場合では、第三営業日 15 時まで送金処理をいたします。ご了承ください。

*出金依頼が一時集中もしくは、その他偶発的事象がある場合は振替手続きが若干遅れる恐れがありますので、ご了承ください。但し、そのときの相場変動等により証拠金に不足が発生しているなど、返還できない場合もあります。

*システムに夏時間・冬時間の正確な切替日については当社のホームページ上でお知らせします。

*日本における祝日等の銀行休業日は日本円の出金処理日となりません。この場合は翌銀行営業日となります。

*米国における祝日等の銀行休業日は米ドルの出金処理日となりません。この場合は翌銀行営業日となります。

*国内及び海外出金振込手数料は当社にて負担しますが、海外銀行からの受取手数料はお客様の負担となります。

*いったん出金指示を出された場合、取消はできません。

16. 取引口座内の資金移動

ログイン後の取引口座内の資金移動の最低金額は1万円(米ドル口座：1,000 ドル)からとなります。但し、当社カスタマーサポートへの資金移動指示を行った場合にはこの限りではありません。

17. 電子的方法により交付する書面

当社がお客様に対して外国為替証拠金取引に関して交付する書面については、紙媒体の交付に代えてWEB上、PDFもしくはE-mail等を通じた電子的方法により交付します。

電子交付の対象書面は、①外国為替証拠金取引に関する約款類及び本取引説明書、②委託証拠金等の受領に係る書面、③取引報告書及び取引残高報告書、④その他顧客に対して交付する書面。

6. 金融商品取引及び受託等に関する主要な用語

用語	説明
取引額	通貨レートにその取引の数量または件数を乗じて得た額。
証拠金規制率	金融商品取引業に関する内閣府令の改正により、取引額の4%以上（施行平成23年8月1日）の証拠金の預託を受けずに業者等が顧客にFX取引を行わせることが禁止されることとなりました。4%は証拠金規制率になります。 平成29年2月27日より、金融商品取引業に関する内閣府令の改正に伴いまして店頭FX取引における法人口座に通貨ペアごとに必要証拠金率を設定し毎週見直しその翌々週より適用される証拠金規制が導入されます。
新規必要証拠金	個人口座：新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値×取引単位)に証拠金規制率4%を乗じた額×USDJPY(換算レート) 法人口座：新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値×取引単位)に必要証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート)
維持必要証拠金	個人口座： ①ロールオーバー時、ポジションを維持するため、取引額(終値×取引単位)に証拠金規制率4%を乗じた額×USDJPY(換算レート) ②ロールオーバー以外、取引額(リアルタイムレート×取引単位)に証拠金規制率4%を乗じた額×USDJPY(換算レート) 法人口座： ①ロールオーバー時、ポジションを維持するため、取引額(終値×取引単位)に必要証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート) ②ロールオーバー以外、取引額(リアルタイムレート×取引単位)に必要証拠金率(毎週更新)を乗じた額×USDJPY(換算レート)
維持必要証拠金維持率	有効証拠金の額を維持必要証拠金の額で除して得られる数値、すべての未決済ポジションを現在価値に照らし合わせて再評価すること。

一般お客様	金融商品取引法に規定されるお客様分類を指す。主に個人投資家を対象としており、一定以上の資本金の株式会社や金融商品取引業者、金融機関などが除外される。
IF done order	相場が動いて、当初に出してあったオーダーが成立（ダン：Done）した時に、その成立したポジションに基づいて、さらに次のオーダーを有効にするという場合の注文の出し方。
インターバンク市場	銀行間取引のことです。この市場の取引参加者は金融機関、大手証券会社などです。参加者は、直接または間接（仲介：ブローキング）に通貨を取引する。
相対取引	売る人と買う人とが直接取引をすること。取引所が介在しない取引。
電子交付	取引報告書などお客様向けに交付する書類を書面によらないでインターネットなどを通じて電子的に閲覧可能とする交付方法。
店頭取引	取引所にお客様の注文を取り次かず、取引業者自らが取引の相手方となり注文を成立させる取引。OTC 取引ともいう。外国為替証拠金取引は通常 OTC 取引で行われる。
取引所取引	取引所で買い注文と売り注文を付け合せて取引を成立させる取引。
パスワード	オンライン取引等においてユーザー独自の取引画面にログインする際に本人であることの認証を行うための数字・記号の配列。
受け渡し	外貨とその対価となる通貨を交換すること。
建玉値	マーケットレートに基づいて成立した価格。 カバー取引先の価格提示サーバーに到達するのは時間がかかるため、約定レートは到達時点のサーバー提示価格になりお客様が注文時のレートと同一にならない場合があります。
差金決済	現物の受渡しをせずに反対売買による差額の授受で決済を行うこと。
証拠金	個別外国為替証拠金取引に関して発生する可能性のあるお客様の当社に対する債務の履行を確保するためにお客様が当社に対して預託する金銭のこと。
スプレッド	通貨の買値と売値の差額。差額が少ないほどお客様にかかるコストは低くなります。
損切り	当初の予想とは逆の方向に相場が動き出し、ポジションをそのまま放置すると潜在的な損失が大きくなりそうな場合、早めに反対売買を行って仕切り、現状の損失に抑えようとする行為のこと。
ツーウェイプライス	売値と買値を両方同時に提示すること。
マーケットレート	個別外国為替証拠金取引の成立の基準となる価格として当社のカ

	バー取引先が実勢為替レートに基づいて提示する価格。
取引日	当社の外国為替証拠金電子取引システムが利用可能な時間を言い、月曜日当社の開始時間から金曜日の市場のクローズまでとする。
営業日	月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 6 時までの時間を言う。 (日本における祝日等の銀行休業日を除く)
夏時間	高緯度地方の国などが、夏の期間の日照時間を有効利用するため、標準時よりも 1 時間進める制度。70 カ国以上が採用している。
値洗い	すべての未決済ポジションを現在価値に照らし合わせて再評価すること。
バリュー・デート	決済日のこと。為替のスポット（直物）取引では、原則的に取引日の 2 営業日後となる。
レバレッジ	てこの原理に例え投資の世界では、「小さな力で大きな物を動かす」 (=小額資金で大きな資金の取引をすること)を意味する。レバレッジ効果が大きいほど、損益変化の相場変動に対する感応度が高まるから、ハイリスクハイリターンとなる。

東岳証券株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル 30 階

<本説明書に関する問い合わせ>

カスタマーサポート部

フリーダイヤル **0120-982-388**

代 表 **03-5521-1388**

E-mail: info@easthillfx.com

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

フリーダイヤル **0120-64-5005**